

# 国民健康保険と後期高齢者医療加入者の皆さんへ

## 健康診査と人間ドックのお知らせ

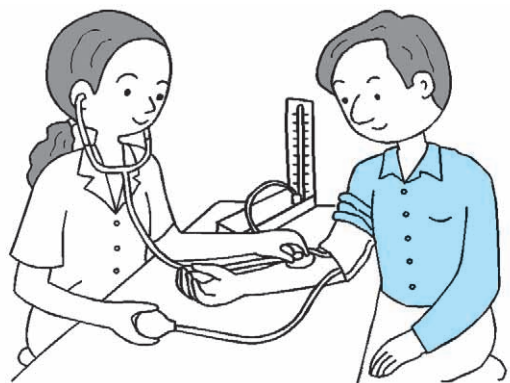
**健康診査**

国民健康保険と後期高齢者医療加入者に特定健康診査と後期高齢者健康診査を実施します。対象者には、5月中旬に受診券を郵送します。

○特定健康診査  
対象 40歳から74歳までの国民健康保険加入者

○後期高齢者健康診査  
対象 75歳以上で後期高齢者医療保険加入者(一定の障害がある人は65歳以上)

○各診査共通  
健診内容 身体測定、検尿、血圧、血液検査など  
実施期間 6月1日(土)～10月31日(木)  
※本年度人間ドックを受ける人は受診できません  
問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内)☎内線76206へ



**人間ドック**

国民健康保険と後期高齢者医療保険加入者に人間ドック費用の一部を助成します。来年3月末日までの受診が対象です。11月以降に受診予定の人も期限内に申請を済ませてください。指定医療機関以外で受診する人も申請が必要です。

○国保人間ドック  
対象 次の条件を全て満たす人  
①本市国民健康保険加入者②35歳以上の人③国保税の未納がない世帯  
助成額 検診費用の3分の2(2万5,000円を上限)  
※結果により特定保健指導の対象になる場合があります

○後期高齢者医療人間ドック  
対象 次の条件を全て満たす人  
①県後期高齢者医療保険加入者②本市に住民登録がある人③後期高齢者医療保険料の未納がない人  
助成額 20,000円

○各助成共通  
助成対象 日帰り人間ドック、1泊人間ドック、基本健診項目を含む脳ドック(助成は年度内1回限りです)  
申請方法 10月31日(木)までに市民課国保係、白沢町・利根町総務課市民係へ(必ず受診前に申請してください)  
必要な物 保険証(受診者全員分)、印鑑  
※人間ドックを受ける人は特定健康診査・後期高齢者健康診査は受けられません  
問い合わせ 市民課国保係☎内線3132、白沢町総務課市民係☎内線31、利根町総務課市民係☎内線27へ

**国民健康保険一部負担金減免制度**

国民健康保険一部負担金(医療機関などで支払う医療費の自己負担額)の支払義務を負う世帯主や被保険者が、災害などで生活が著しく困窮し、一部負担金の支払いが困難となった場合、申請により減免などを受けることができます。

**対象世帯**

- ①震災や風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ②干ばつや冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- ③事業や業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき

**減免などの基準**

免除 実収入月額が基準生活費(生活保護法による保護の基準)に1.0を乗じた額以下るとき  
減額 実収入月額が基準生活費に1.0を乗じた額を超え、1.2を乗じた額以下るとき  
徴収猶予 実収入月額が基準生活費に1.2を乗じた額を超え、1.3を乗じた額以下るとき

減免などの期間 3カ月以内、徴収猶予の間は6カ月以内

申請方法 世帯主が診療を受ける前に、減免等申請書に次の書類を添えて市民課国保係へ提出してください

**必要な書類** 療養を担当する医師の意見書、収入申告書、資産申告書、家賃申告書(借家の場合)

問い合わせ 市民課国保係☎内線3136へ

### 福祉医療制度の内容と手続きに必要なもの

種類	資格要件	手続きに必要な物
子ども	中学校卒業の3月31日まで	保険証、印鑑
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
高齢重度障害者(後期高齢者医療保険に加入)	障害年金1級程度(障害で年金を受給することができない人)	所定の診断書
	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
母子・父子家庭など	母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童を扶養している人とその児童	本市に本籍がない人は、戸籍簿本転入者は、前住所地の課税・非課税証明書
	父子家庭の父子(母子と同一要件)	
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの場合も保険証・印鑑が必要です。要件を満たさなくなったときは、資格を喪失します

## 福祉医療制度

**問い合わせ**  
市民課国保係☎内線3132  
白沢町総務課市民係☎内線31  
利根町総務課市民係☎内線33

福祉医療は、医療費(保険診療)のうち、自己負担をしなければならぬ費用(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む)を市が負担する制度です。

**該当する人は手続きを**  
左表の資格要件に該当する人は、福祉医療受給資格者証が交付されますので申請してください。県内の医療機関で受診した

ときに保険証と一緒に福祉医療受給資格者証を病院の窓口提示すると、保険診療の自己負担を市が負担するため、窓口負担がありません。県外での受診や治療用器具を装着したときは負担金を支払ってから市へ請求手続きをしてください。

**医療費を大切にしましょう**

本当に医療を必要とする人が安心して医療を受けられるように気を付けましょう。緊急を要する診療以外は、昼間の診療時間帯に受診することが大切です。日頃から「かかりつけ医」に相談できるようにしておくこと、より安心して生活できます。

薬の飲み合わせによっては副作用が出ることもありますので、薬のもらい過ぎに注意しましょう。ジェネリック医薬品は、新薬より薬と同じ効能があり、新薬より安価な医薬品です。医師や薬剤師に相談し、説明を受けてから利用しましょう。

### 年金の窓口からお知らせ



**平成24年度の保険料は4月中旬に納めましょう**

2月分の保険料の納付期限は4月1日(月)、3月分の保険料の納付期限は4月30日(火)です。保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受け取る年金額が減額になったり、年金が受けられなくなってしまうほか、障害年金や遺族年金を受けられなくなってしまう場合があります。

納め忘れている人は、納付期限までに納めましょう。

**こんなときは届け出が必要です**

加入者(被保険者)は、次の機会ごとに届け出が必要です。

**第1号被保険者(自営業者や学生など)**

■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき  
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします

**第2号被保険者(会社員や公務員など)**

■退職したとき  
↓本人が市民課戸籍年金係、白沢町・利根町総務課市民係へ届け出をします

■退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養となったとき  
↓配偶者の勤務する事業所へ届け出をします

**第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)**

■就職して厚生年金や共済組合に加入したとき  
↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします

■本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき  
↓本人が市民課戸籍年金係、白沢町・利根町総務課市民係へ届け出をします

**問い合わせ** 渋川年金事務所 国民年金課☎0279-221607へ